

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和7年11月14日

滋賀県知事 三日月 大造

1 処分の原因となった事実

建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

2 建設業の許可の全部を取り消したもの

処分年月日	処分を受けた者				取り消した 建設業の種類
	商号または 名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	
R7.9.2	高宮建材土木	竹安 祐太	彦根市原町800-117	(般-2) 第52106号	土・と・石・鋼・舗・しゅ・塗・水・ 解
R7.9.11	(有)久保工業	久保 健次	草津市野路2419-10	(般-4) 第22060号	と・鋼
R7.9.18	矢掛工業	矢掛 徳光	近江八幡市堀上町364	(般-5) 第42670号	土・と
R7.9.19	(株)Macパートナーズ	押久保 輝雄	彦根市松原2-4-10	(般-5) 第52175号	管
R7.9.22	藤森建設(株)	藤森 正隆	東近江市青葉町3-29	(般-3) 第40064号	土・と・管・舗・水

3 建設業の許可の一部を取り消したもの

処分年月日	処分を受けた者				取り消した 建設業の種類
	商号または 名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	
R7.9.8	(株)小川組	小川 敏信	近江八幡市千僧供町386	(般-5) 第40320号	建